

令和 8 年 9 月 1 5 日

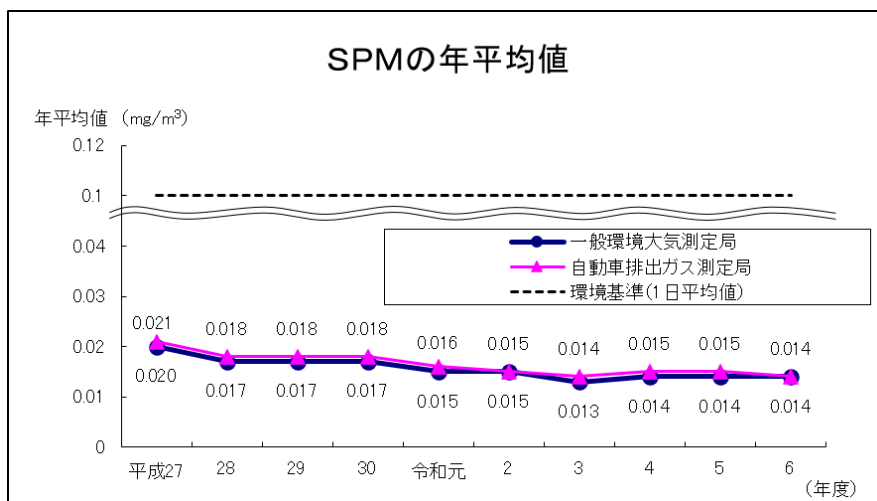
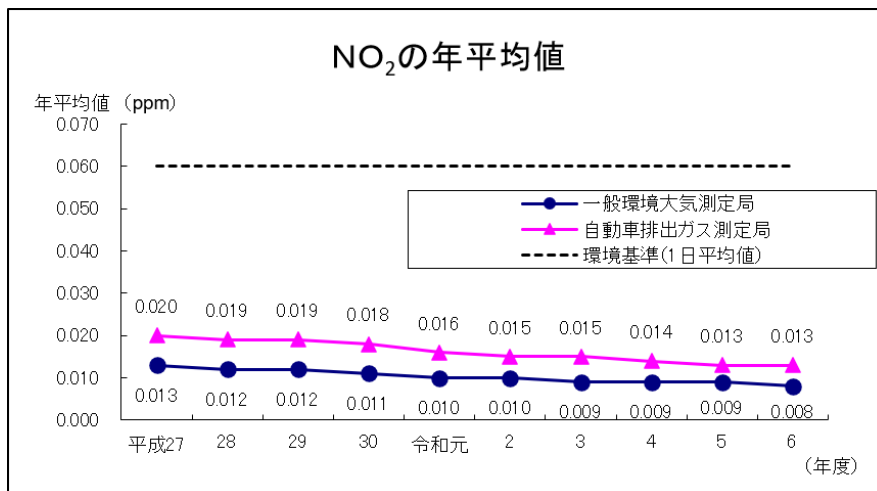
埼玉県環境部大気環境課

1 現在の大気汚染状況及びその評価

○ 埼玉県では、 NO_2 については平成 19 年度から現在まで全ての測定局で環境基準の達成が続いている。

一方、 SPM の環境基準の達成状況についても平成 18 年度に達成率が 100% になって以来、平成 23 年度及び同 25 年度にそれぞれ 1 測定局が基準を超過し、達成率が 98.8% になったものの、100% の達成率が続いている。

年度	測定局名	原因等
平成 23 年度	久喜本町局（自排局）	気象的な要因（風が弱く、大気が拡散しにくい状況）で広域的に高濃度となり、日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日連続したため、環境基準未達成となった。
平成 25 年度	環境科学国際センター局（一般局）	



2 環境基準達成に向けて実施した／実施している取組及びその評価

- 埼玉県では前述のとおりNO₂、SPMともに全測定局で環境基準の達成が継続しており、また、今後もこの状況が続くことが見込まれることから、局所に特化した取組は実施していない。
- 全県において環境基準を継続して達成させるために、平成15年10月から埼玉県生活環境保全条例により自動車対策を実施している。
 - ・ 粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車の運行禁止
 - ・ 低公害車を一定割合以上導入することの義務
 - ・ 事業者による自動車使用管理計画の作成・提出及び自動車排出粒子状物質等の排出抑制実施状況の報告の義務
 - ・ アイドリング・ストップの実施
 - ・ 重油及び重油混和燃料等の使用と販売の禁止
 - ・ 低公害車等使用に係る義務（努力義務）

3 指定解除の申出に係る検討状況

- 自動車排出由来のNO_xとSPMについては、近隣都県からの影響を受けやすいため、一都三県の広域的な取組が必要不可欠である。そのため、本県の指定解除の検討については、近隣都県と連携をとりながら見極めていく。

4 基本方針及びNO_x・PM法の制度全般に関する要望

- 自排局の測定結果を見てもNO₂は減少している。一方、本県は光化学スモッグ注意報の発令日数が多く、引き続きNO_x対策は必要であると考えている。また、自動車排出ガス対策は地球温暖化対策につながることから、温暖化対策と連携した法制度が必要と考えている。
- 電動自動車、エコドライブ、カーシェアリングなどの普及啓発も地道に行う必要がある。
- 総量削減計画進行管理調査業務の効率的な実施や窒素酸化物の簡易測定業務の在り方について、現状を踏まえて検討していただきたい。